

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3311号から第3319号まで)

令和8年1月30日

横情審答申第3311号から第3319号まで

令和8年1月30日

横浜市教育委員会様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松村 雅生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

令和6年11月15日教東指第589号から第597号までによる次の諮問について、別紙のとおり答
申します。

「A中学校が提出したいじめ認知報告書について 学校教育事務所や人権
教育・児童生徒課が取り下げた事例の有無について 1 人権教育・児童生
徒課からの調査依頼 2 学校内部で教員への周知、または打合せ、会議等
で使用した文書 3 人権教育・児童生徒課への報告した内容 以上の内容
がわかる文書、メモ、メールなど」ほかの不開示決定に対する審査請求につ
いての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「別表に掲げる各中学校が提出したいじめ認知報告書について 学校教育事務所や人権教育・児童生徒課が取り下げた事例の有無について 1 人権教育・児童生徒課からの調査依頼 2 学校内部で教員への周知、または打合せ、会議等で使用した文書 3 人権教育・児童生徒課への報告した内容 以上の内容がわかる文書、メモ、メールなど」を保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、上記1記載の行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求に対し、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和6年10月9日付で行った不開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の不開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書を保有していないため不開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 教育委員会事務局東部学校教育事務所又は人権教育・児童生徒課が、特定区内の各中学校（以下「本件各中学校」という。）から提出されたいじめ認知報告書を取り下げさせた事例はなく、当該事実確認も口頭による確認がなされたことから、本件審査請求文書は作成又は取得しておらず、保有していないため、不開示とした。
- (2) 審査請求人は本件各中学校内部での記録文書の開示を求めていたが、いじめ認知報告書を取り下げた事例がないため、本件各中学校内部での記録文書も含め、本件審査請求文書は保有していない。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、反論書及び主張書面において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件各中学校での処分の決定を求める。
- (2) 東部学校教育事務所ではなく、本件各中学校での記録文書の開示を求める。
- (3) 令和5年12月24日の「いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査報告書（V中学校）」や「令和6年3月8日公表のいじめ重大事態の調査結果（V中学校）」に係る学校及び教育委員会事務局での対応経過について（意見書）」で記録の不備を指摘されているにもかかわらず、子どもの自殺が起きたときの背景調査以外で人権教育・児童生徒課がいじめを取り下げた事例があるかないかの確認を口頭で処理し、文書を残していないということであったため、人権教育・児童生徒課が本件各中学校にいじめを取り下げた事例があるかどうか確認した時に学校が記録したものや、学校内部で周知した文書の開示を求める。

5 審査会の判断

- (1) いじめ認知報告書の提出に係る事務について

横浜市では、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第23条第1項に定める、児童等からいじめに係る相談を受け、かつ、いじめの事実があると思われる場合、学校が「いじめ」が疑わると判断したケースについて、法第23条第2項に基づき、学校は毎月、いじめ認知報告書で報告を行うことになる。本件各中学校については、東部学校教育事務所に報告している。
- (2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、開示請求書、審査請求書、反論書及び主張書面の記載から、いじめ認知報告書を取り下げさせた事例の有無に係る調査についての人権教育・児童生徒課からの調査依頼の内容及びその調査依頼を受けて本件各中学校内部で教員への周知等で使用した文書並びに当該調査に係る人権教育・児童生徒課への報告内容が分かる文書であると解される。
- (3) 本件審査請求文書の不存在について

ア 実施機関に確認したところ次のとおり説明があった。

 - (ア) 本件各中学校のいじめ認知報告書を取り下げさせた事例の有無について、人権教育・児童生徒課から東部学校教育事務所へ電話で照会があった。
 - (イ) いじめ認知報告書は本件各中学校の学校いじめ防止対策委員会が作成し、東部学校教育事務所に提出しているものであり、東部学校教育事務所内で確認したところ取り下げられた事例はなかった。取り下げられた事例はないので、東部学校教育事務所又は人権教育・児童生徒課が取り下げさせたことはない。

(ウ) その旨を東部学校教育事務所から人権教育・児童生徒課へ電話にて口頭で回答している。

(エ) これらのことから、本件審査請求文書は作成も取得もしておらず、保有していない。

イ 上記の実施機関の説明に不自然、不合理な点があるとまではいえず、他に本件審査請求文書の存在を推認させる事情も認められない。

(4) 以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

(第五部会)

委員 久末弥生、委員 萩野寛雄、委員 吉田仁美

別表

| 答申番号 | 中学校名 |
|--------|-------|
| 第3311号 | A 中学校 |
| 第3312号 | B 中学校 |
| 第3313号 | C 中学校 |
| 第3314号 | D 中学校 |
| 第3315号 | E 中学校 |
| 第3316号 | F 中学校 |
| 第3317号 | G 中学校 |
| 第3318号 | H 中学校 |
| 第3319号 | I 中学校 |

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

| 年 月 日 | 審 査 の 経 過 |
|---------------------------------|-----------------------|
| 令 和 6 年 11 月 15 日 | ・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理 |
| 令 和 6 年 12 月 16 日 | ・実施機関から反論書の写しを受理 |
| 令 和 6 年 12 月 23 日 | ・審査請求人から主張書面を受理 |
| 令 和 7 年 11 月 18 日 (第17回第五部会) | ・審議 |
| 令 和 7 年 12 月 23 日 (第18回第五部会) | ・審議 |